

... 廃止部分

... 知事部局と重複する手当

(2) 教育委員会 (5手当→5手当)

現行手当名	主な支給対象職員	主な支給対象業務	現行単価	H16支給額	見直し概要	改正後手当名	月額	
(調整額：盲・聾・養護学校の職員、小・中学校の障害児学級及び通級本務職員)					移行	・盲、聾、養護学校の児童等への直接指導業務 ・小中学校の障害児学級担当、通級による直接指導業務	教員特殊業務手当 日額 900～3,200円 時間 600～3,600円	II (月額)
教員特殊業務手当	教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員	・非常災害時等の緊急業務、児童又は生徒の疾病等に伴う救急の業務、児童又は生徒に対する緊急の補導業務 ・修学旅行、林間・臨海学校等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊まりを伴うもの ・対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊まりを伴うもの又は週休日等に行うもの ・部活動における児童又は生徒に対する指導業務で週休日等に行うもの ・入学試験における受験生の監督、採点又は可否判定の業務で週休日等に行うもの	日 3,200円以内	80,820千円	→ 拡大 → 左同 夜間における農場等の管理業務			
夜間定時制業務兼務手当	教育職員	全日制課程の授業と兼務して行う夜間における定時制課程の授業に従事する業務	時間 830円	168千円	(改正なし)	夜間定時制業務兼務手当		
乗船実習指導手当	教育職員	実習船に乗り組み、航海中に生徒に対して行う実習指導業務	日 5,100円	1,612千円	(改正なし)	乗船実習指導手当		
多学年学級担当手当	小学校又は中学校の2以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級を担当する教育職員のうち、教諭、助教諭及び講師	当該学級における授業又は指導業務（2以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級を引き続き1週間以上担当する場合に限る。）	日 290～350円	1,680千円	(改正なし)	多学年学級担当手当		
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校又は養護学校に所属する教諭及び養護教諭	教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等の業務	日 200円	54,324千円	(改正なし)	教育業務連絡指導手当		